次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項 1　本基本指針の背景 （略） (1)　空家等の現状 令和五年に総務省が実施した住宅・土地統計調査（令和六年九月二十五日公表）によると、全国の総住宅数は六千五百五万戸となっている一方、総世帯数は五千六百二十二万世帯となっており、住宅ストックが量的には充足していることが分かる。このうち空き家（※1）の数は九百万戸であり、全国の総住宅数に占める割合は十三・八％となっている。また、使用目的のない空家（※2）の数は三百八十六万戸に上っている。これが全国の総住宅数に占める割合は五・九％であるが、その数は過去二十年間で約一・八倍に増加しているところである。また、近年、高齢者のみが居住する持ち家住宅が増加しており、こうした住宅が多い地域を中心に、今後、大量に発生することが見込まれる相続等をきっかけとして更に空家の増加が見込まれるところである。 一方で、平成二十六年に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されて以降、全国の市町村において、空家等対策計画（法第七条第一項に規定する空家等対策計画をいう。以下同じ。）が作成され（※3）、協議会（法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）が組織される（※4）とともに、適切な管理が行われていない空家等への対応として、法の規定に基づく措置のほか、条例に基づく措置や所有者等が自ら行う空家等の除却への補助等の市町村の取組により、約二十二万物件（令和六年度末時点）の空家等について除却、修繕等の対応がなされてきたところである。 ※1　住宅・土地統計調査における「空き家」とは、「賃貸用又は売却用の空き家」、「二次的住宅」及び「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」を合計したものをいう。 ※2　「使用目的のない空家」とは、住宅・土地統計調査における「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」に属する空き家をいい、「賃貸用の空き家、売却用の空き家及び二次的住宅以外の人が住んでいない住宅で、例えば転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など」をいう。 ※3　令和六年度末時点で全国の市町村の九十五％が既に作成済み又は作成予定あり。 ※4　令和六年度末時点で全国の市町村の七十％が既に組織済み又は組織予定あり。 (2)　空家等対策の基本的な考え方 ①～③　（略） ④　国の役割 法第三条では、国の責務として、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施すること（同条第一項）、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うこと（同条第二項）、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めること（同条第三項）が規定されている。	一　空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項 1　本基本指針の背景 （略） (1)　空家等の現状 平成三十年に総務省が実施した住宅・土地統計調査（令和元年九月三十日公表）によると、全国の総住宅数は六千二百四十万戸となっている一方、総世帯数は五千四百万世帯となっており、住宅ストックが量的には充足していることが分かる。このうち空家（※1）の数は八百四十九万戸であり、全国の総住宅数に占める割合は十三・六％となっている。また使用目的のない空家（※2）の数は三百四十九万戸に上っている。これが全国の総住宅数に占める割合は五・六％であるが、その数は過去二十年間で約一・九倍に増加しているところである。 一方で、平成二十六年に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されて以降、全国の市町村において、空家等対策計画（法第七条第一項に規定する空家等対策計画をいう。以下同じ。）が作成され（※3）、協議会（法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）が組織される（※4）とともに、適切な管理が行われていない空家等への対応として、法の規定に基づく措置のほか、条例に基づく措置や所有者等が自ら行う空家等の除却への補助等の市町村の取組により、約十四・六万物件（令和四年度末時点）の空家等について除却、修繕等の対応がなされてきたところである。 ※1　住宅・土地統計調査における「空き家」とは、「賃貸用又は売却用の住宅」、「二次的住宅」及び「その他の住宅」を合計したものをいう。 ※2　「使用目的のない空家」とは、住宅・土地統計調査における「その他の住宅」に属する空家をいい、「「賃貸用又は売却用の住宅」又は「二次的住宅」以外の住宅で、例えば転勤・入院などのために居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など」をいう。 ※3　令和四年度末時点で全国の市町村の九十四％が既に作成済み又は作成予定あり。 ※4　令和四年度末時点で全国の市町村の六十九％が既に組織済み又は組織予定あり。 (2)　空家等対策の基本的な考え方 ①～③　（略） ④　国の役割 法第三条では、国の責務として、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施すること（同条第一項）、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うこと（同条第二項）、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めること（同条第三項）が規定されている。